

## 移住希望者用賃貸住宅事業補助要綱

令和 3 年 4 月 23 日 決定

### (目的)

第 1 条 この要綱は、神戸市の農村地域のうち、特に人口減少が進行する地域において、農村地域への移住希望者を対象とした賃貸住宅事業を実施する事業者に対して、その経費の一部を補助することに関し、必要な事項を定める。

2 第 8 条に定める補助金の交付については、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### (用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 農村地域

人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例（平成 8 年条例第 10 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された人と自然との共生ゾーン（以下、「共生ゾーン」という。）をいう。

#### (2) 賃貸住宅

賃貸借の契約に基づき他人に貸し出すことを目的とした共同住宅又は長屋住宅等であって、次に掲げる要件を全て満たすものをいう。

ア 建築する 1 棟につき、2 以上の戸数を有するもの、または同一敷地に複数の建築物を建築するものであること。

イ 各戸に玄関、便所、浴室及び台所が設置されているものであること。

ウ 1 戸あたり車 1 台以上の駐車スペースが確保されているもの。

#### (3) 移住希望者

共生ゾーン以外の地域に居住しており、農村地域への移住を希望する者をいう。

#### (4) 移住希望者用賃貸住宅

移住希望者が、農村地域に住宅を取得するなどして本格的に移住する前に、

農村地域での生活を体験するために一定期間（２～４年程度）居住するための賃貸住宅をいう。

（５）事業者（事業予定者）

新たに賃貸住宅を建築し，その所有者となる法人又は個人であって，次に掲げる要件を全て満たすものをいう。

ア 建築する賃貸住宅が専ら自己又は自己の親族等に限定して入居させるものでないこと。

イ 建築する賃貸住宅の入居者と当該賃貸住宅が存する関係自治会及び周辺住民との良好な関係の保持に努める者であること。

（補助対象事業）

第３条 補助の対象とする事業（以下，「補助事業」という。）は，神戸市の農村地域のうち，特に人口減少が進行する地域において実施される，農村地域への移住希望者を対象とした賃貸住宅事業とする。

２ 前項の事業は，供用開始後 10 年以上にわたり賃貸住宅の用途に活用すること。

（補助対象経費）

第４条 補助の対象となる経費は，前条の賃貸住宅の建築にかかる建築物本体工事及び外構工事に要する費用とし，上水道に係る工事のうち，敷地内の最初の止水栓から建物側の配管に至る工事及び，下水道又は浄化槽に係る工事のうち，公共枮又は放流枮から建物側の配管に至る工事に要する費用を含む。

（補助金の額）

第５条 補助金の額は，予算の範囲内で対象となる経費の合計の 3 分の 1 以内で，千円未満の額は切り捨てるものとする。

２ 補助金の額は，住宅 1 戸あたり 4,000 千円を上限とする。

（事業者認定申請）

第６条 事業予定者は事業者認定申請書に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。第７条の認定にかかる建築物を使用する権利を承継した者が当該建築物を使用して事業を行おうとするときも，同様とする。

(1) 企画提案書

(2) 事業を予定する土地の所有者等が確認できる書類

(3) 第2条第5号に掲げる者の事業内容を確認できる会社定款，会社案内その他の書類

(4) その他市長が必要と認める書類

(事業者の認定等)

第7条 市長は前条の規定による申請を受け付けた場合には，当該申請に係る書類を審査し，以下に掲げる全ての要件を満足していると認められる場合にはこれを認定し，事業予定者に通知するものとする。

(1) 事業計画が第3条の規定に適合していること

(2) 事業計画が都市計画法，建築基準法，農地法その他の法令及び条例等に適合することが見込まれること

(3) 事業計画における建物が，申請地周辺の環境及び景観と調和のとれた規模設計構造外観であること

(4) 事業計画が，申請地周辺における交通の機能を阻害する恐れがなく，交通の安全に配慮されたものであること

(5) 事業計画における建物の規模及び内容に応じて，適切な規模の駐車場を確保していること

(交付申請)

第8条 前条により，神戸市から事業者認定された旨の通知を受け，補助金の交付を受けようとする者（以下「認定事業者」という。）は，別に定める「補助金交付申請書（様式第1号）」及び添付書類を指定する期日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定及び通知)

第9条 市長は，前条の規定により提出された申請書を審査し，これを正当と認めるときは，当該事業を「補助金交付予定事業」として補助金の交付の決定を行い，別に定める「補助金交付決定通知書（様式第2号）」により当該認定事業者へ通知する。

(事業の変更等)

第 10 条 認定事業者は、交付決定を受けた当該申請の内容を変更又は中止しようとする場合には、「交付決定事業計画変更(中止)申請書(様式第 3 号)」を市長に提出しなければならない。その場合、変更(中止)前の交付決定は効力を失い、変更の場合は再度交付決定の審査を行うものとする。

(実績報告)

第 11 条 認定事業者は、補助事業が完了もしくは中止した日の翌日または市の会計年度の末日のいずれか早い日から起算して 10 日以内に「実績報告書(様式第 4 号)」を市長に提出するものとする。

(補助金の額の決定)

第 12 条 市長は、前条の規定により提出された実績報告を審査のうえ、当該事業の成果が交付決定の内容や条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、「補助金確定通知書(様式第 5 号)」により当該認定事業者に通知するものとする。ただし、第 9 条の規定による交付決定の金額と同額の場合は通知を省略することができる。

(補助金の請求)

第 13 条 市長は、認定事業者から提出される補助金請求書により、補助金を交付する。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 23 日から施行する。